

米国の気候変動対策



平成16年10月5日

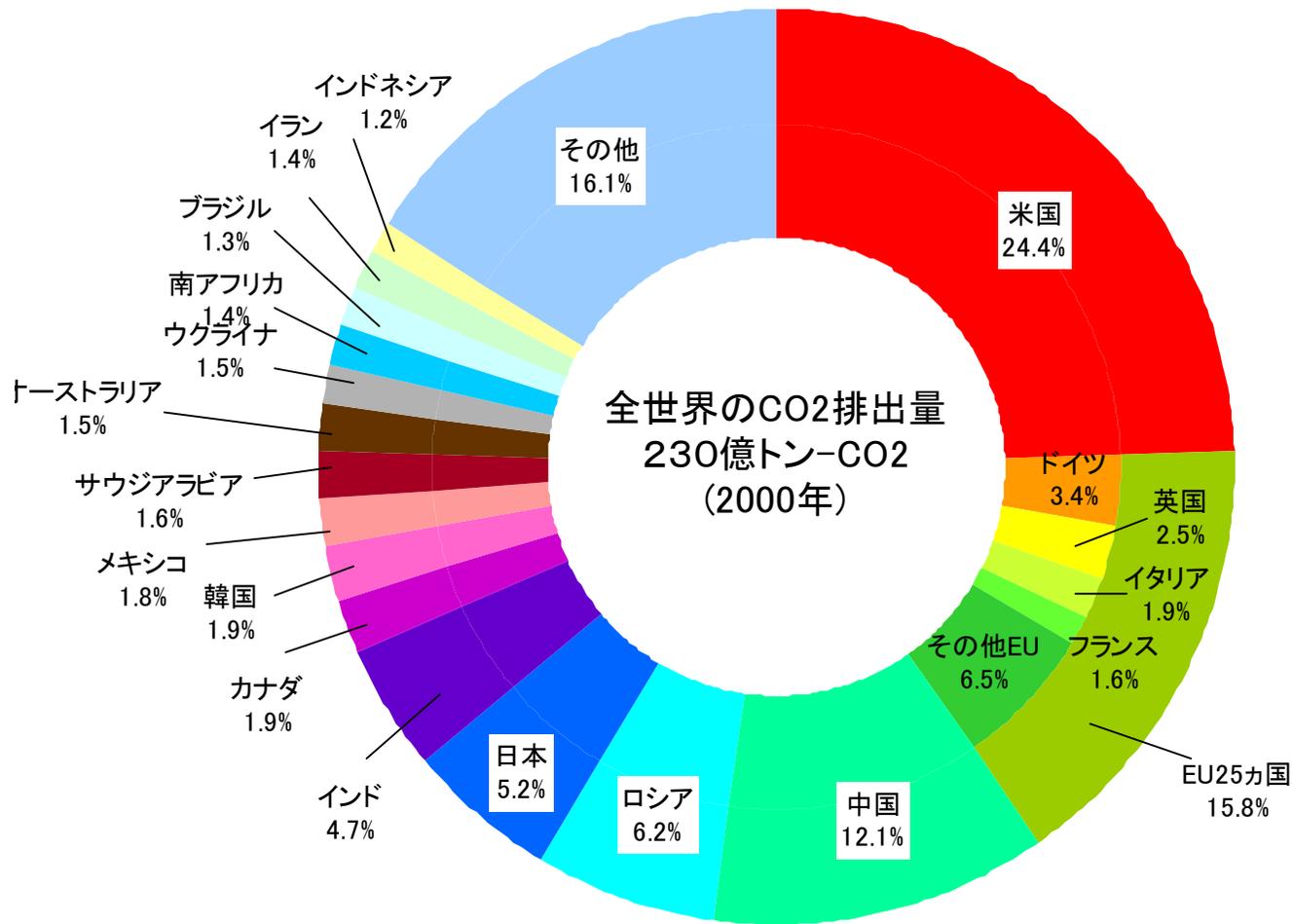
発表内容

1. 基礎データ
2. 国際的な対応
3. 各主体の取組（主に国内対策）
 - ◆ 連邦政府
 - ◆ 連邦議会
 - ◆ 州、地方自治体
 - ◆ 民間企業
 - ◆ 気候変動問題を巡る訴訟
4. 日本からの働きかけ
5. まとめ

1. 基礎データ



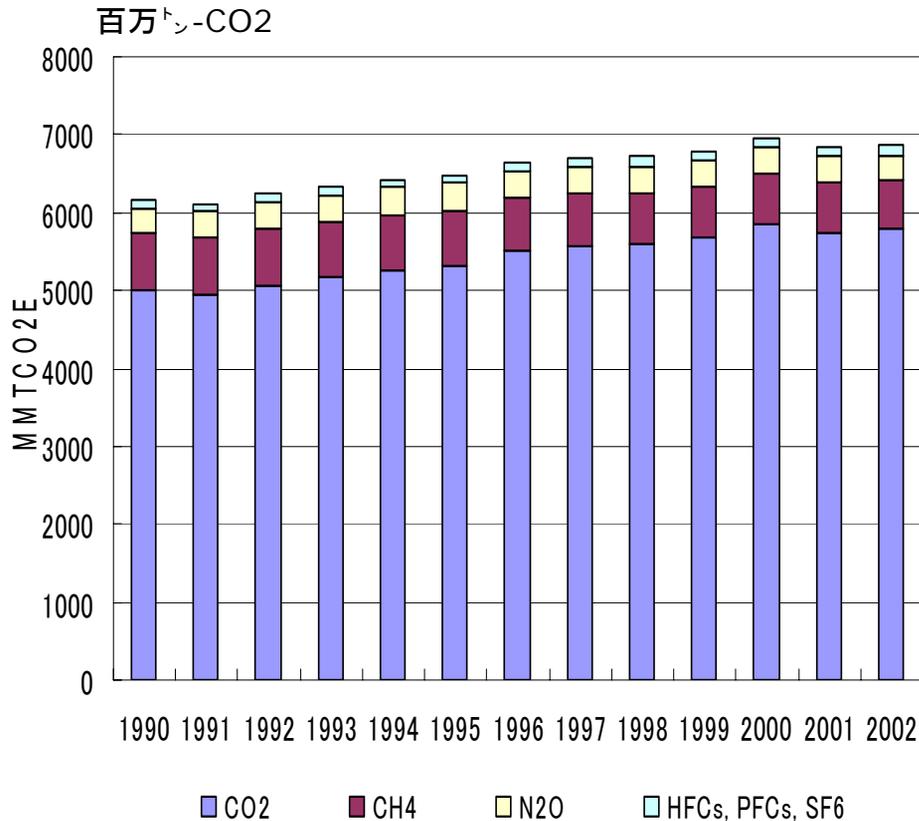
世界全体の排出量の内訳



(出典) 米国オークリッジ研究所のデータより作成

米国の温室効果ガス排出量の推移

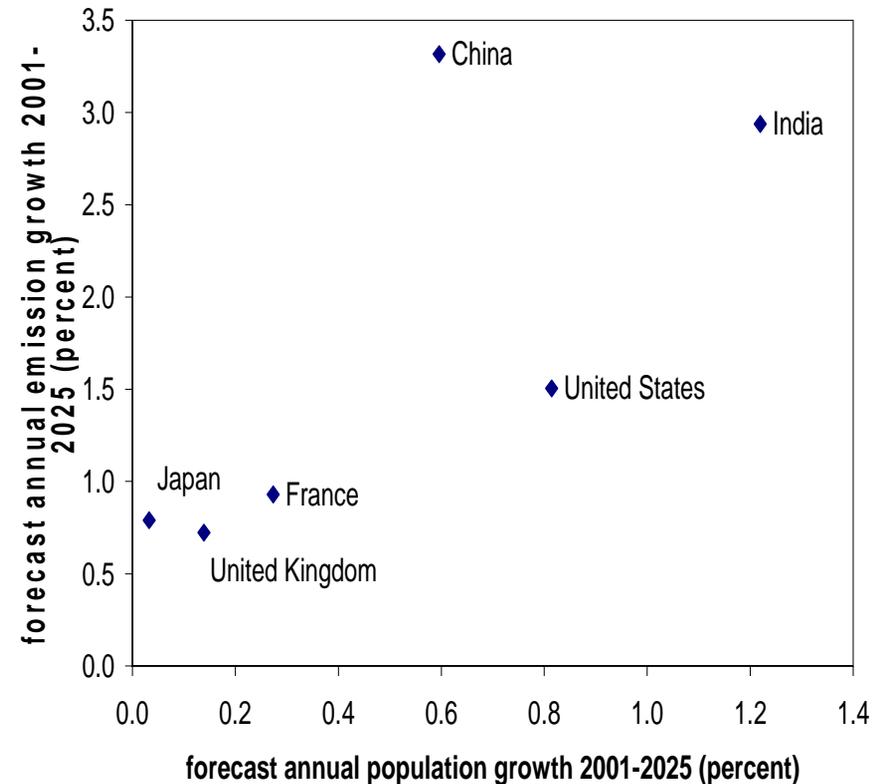
米国におけるGHG排出量推移, 1990-2002



出所: http://www.eia.doe.gov/oiaf/1605/ggrpt/executive_summary.html

1990-2002でGHG排出量は11.5%増加

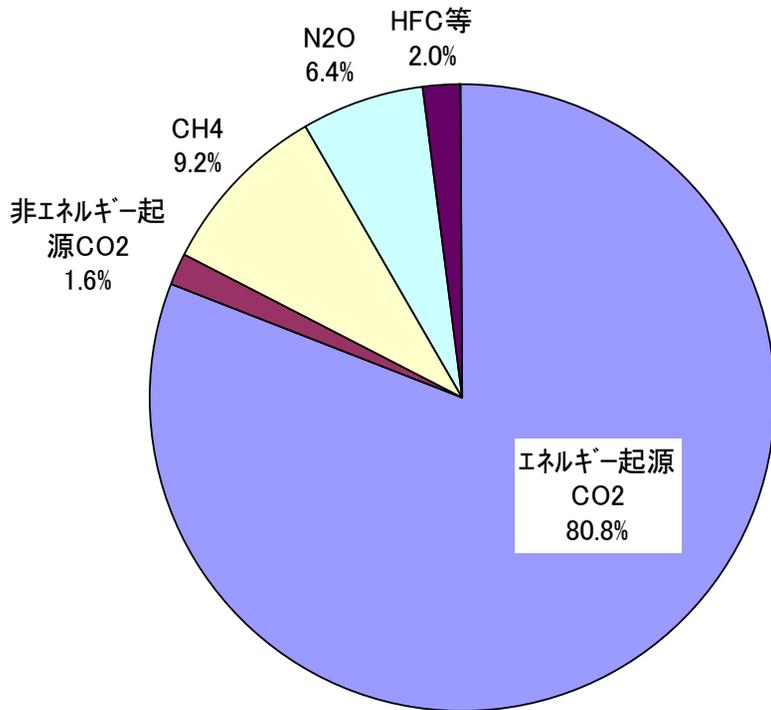
主要国における人口増加率とGHG排出率の比較 (年率、2001-2025)



他の先進国と比較し、高い人口増加率予測

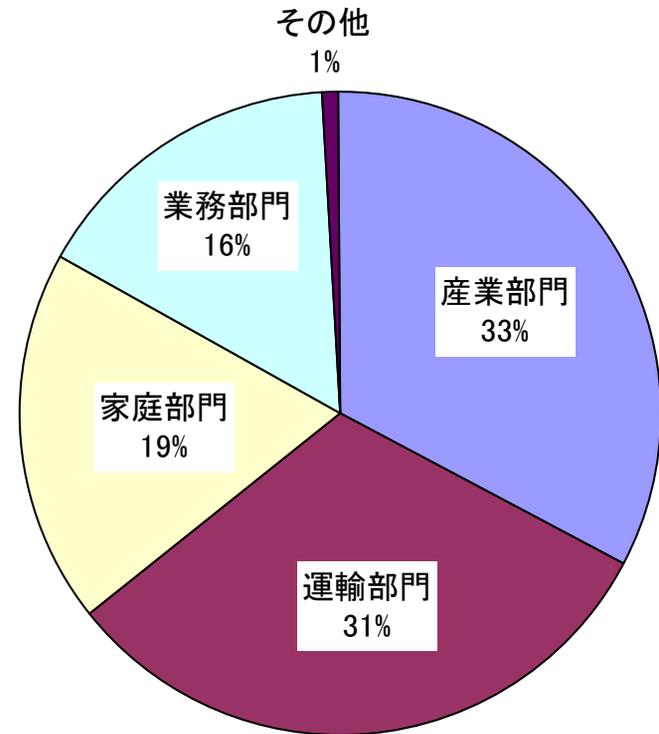
温室効果ガス排出量の内訳

ガス別内訳(1999年)



総排出量: 67億4600万トン-CO2
(18億4000万炭素換算トン)

エネルギー起源CO₂排出量の部門別内訳(1999年)

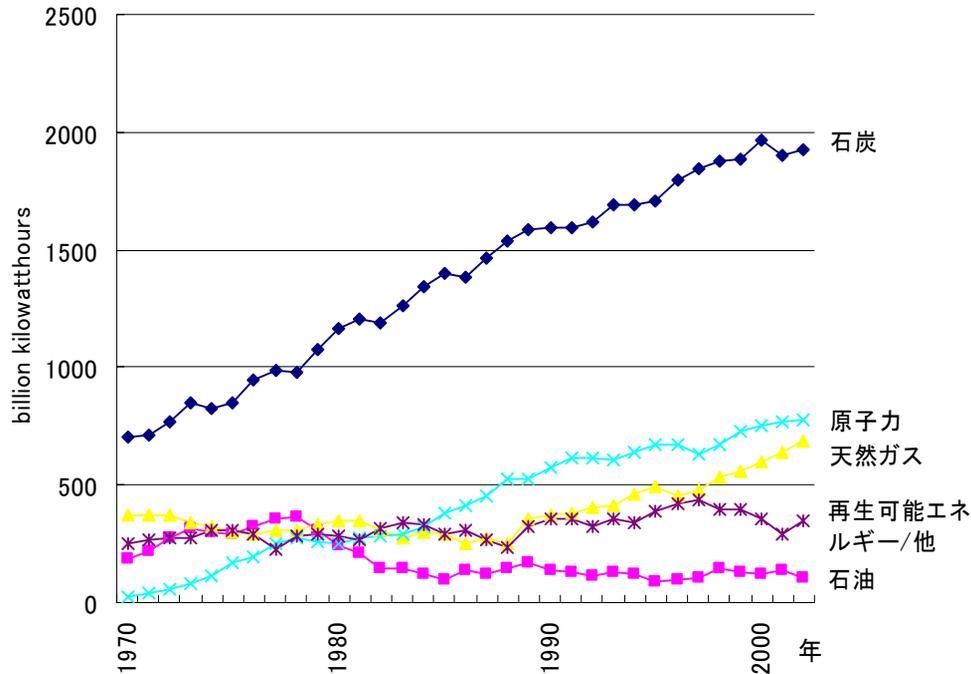


(注) 発電による排出量は電気消費量に応じて各部門に配分されている

(出典) いずれも米国の第三次国別報告書(2002年)

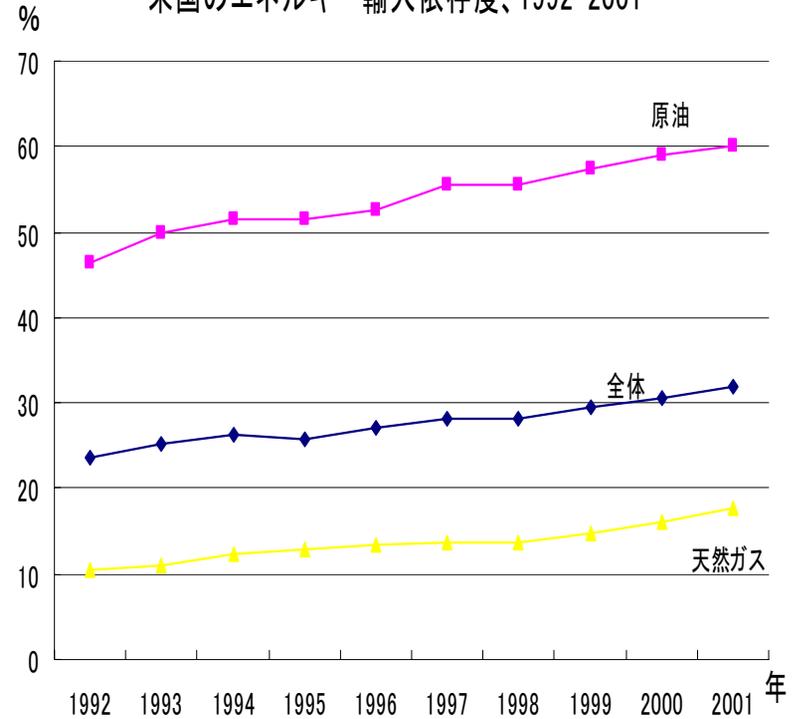
燃料種別エネルギー供給の推移

発電部門における燃料別発電電力, 1970-2002



(出典) 米国エネルギー省

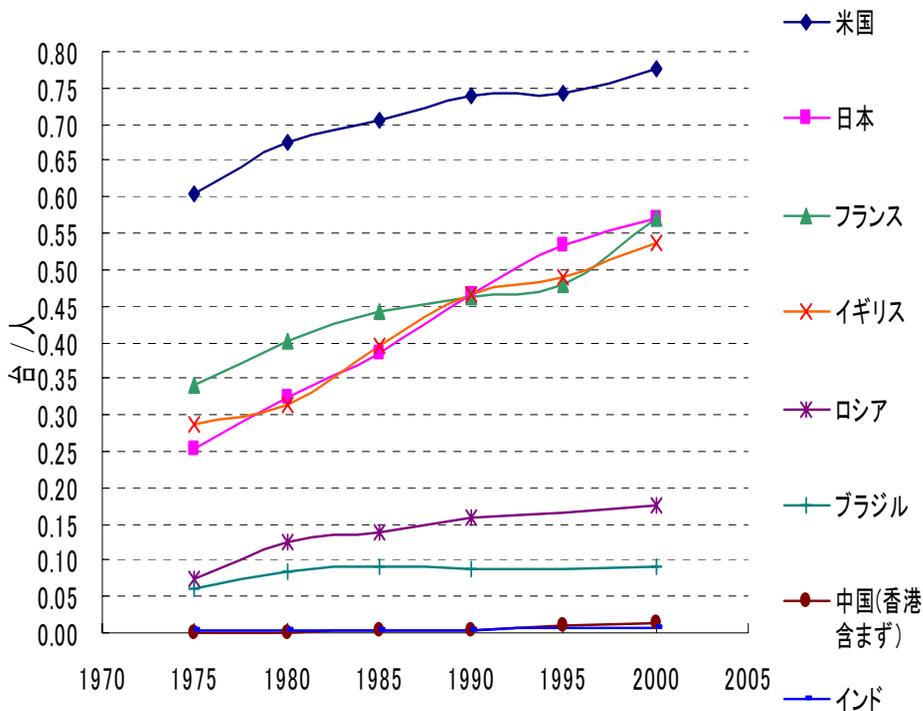
米国のエネルギー輸入依存度, 1992-2001



(出典) 国際エネルギー機関

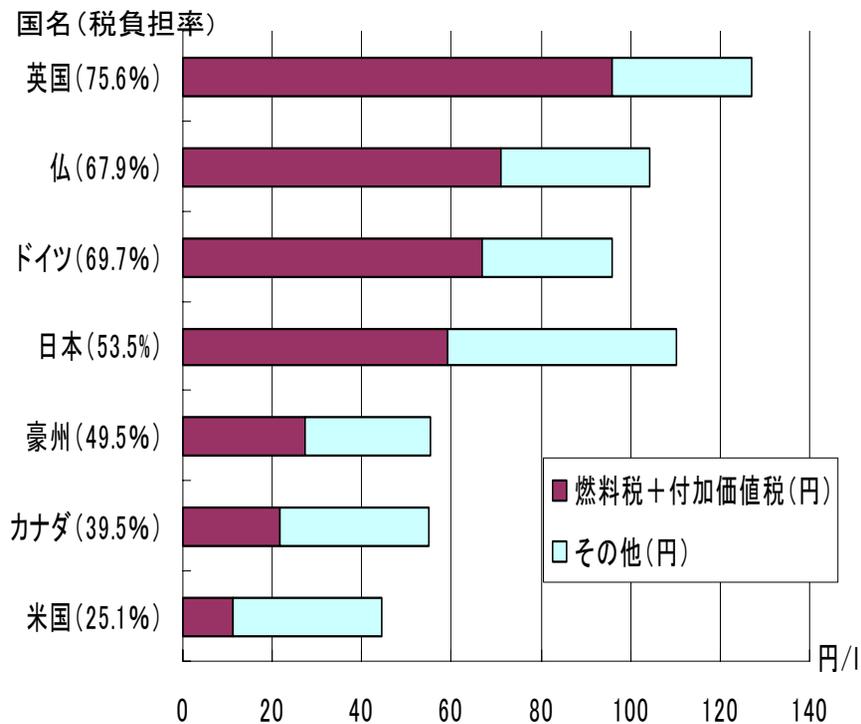
自動車交通に関するデータ

一人当たり自動車保有台数の推移



(出所) 日本自動車工業会、国連統計
パシフィックコンサルタント作成

主要国のガソリン価格および課税状況



出所: ウィリアム・ヘイズ他 (2003)『地球環境世紀の自動車税制』
勁草書房、図2-8より作成。

注: 為替レートは109.8円/米ドルを使用。

2. 国際的な対応



国際交渉の経緯

- 1992年10月
(1994年3月) 気候変動枠組条約締結
気候変動枠組条約発効)
- 1996年7月 COP2において、「法的拘束力のある排出削減目的を支持する旨を表明」
- 1997年12月 COP3において、京都議定書に同意
交渉において、特に柔軟性メカニズムの導入や吸収源の考慮を主張
- 2001年3月 ブッシュ政権は、京都議定書について
- ・米国経済に深刻な影響を及ぼす、
 - ・中国やインドなどの途上国に排出抑制義務が課せられていない
- ことを理由に、議定書のプロセスから離脱。

国際的な対応

現在のブッシュ政権の国際的な対応は、以下のとおり。

- 京都議定書を批准しない方針。
- 気候変動枠組条約などの多国間の枠組みよりも二国間協力を重視(十数カ国と二国間協力を実施)
- 途上国寄りの主張

COP8(平成14年12月)から、途上国寄りの主張(持続可能な開発の推進、気候変動の影響に対する適応の重視)をするようになってきている。

- 技術開発分野、気候科学の分野でのイニシアティブ
 - 炭素隔離リーダーシップフォーラム(2003年6月)
 - 地球観測サミットの開催(2003年7月)
 - 水素経済のための国際パートナーシップ(2003年11月)
 - メタンパートナーシップ(2004年7月)

連邦議会の位置づけ

- 米国大統領は、上院の助言と同意を得て、条約を締結する権限を有する。この場合には、上院の出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- COP3(京都会議)前の1997年7月、「途上国の参加がなく米国の経済に悪影響を及ぼす議定書に米国は参加すべきでない」とする、いわゆるバード・ヘーゲル決議が全会一致(95対0)で採択された。

主な環境条約への参加状況

発効年	条約・議定書名	締結状況	
		米国	日本
1975	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際的取引に関する条約 (ワシントン条約)	○	○
1983	長距離越境大気汚染条約(LRTAP条約)	○	対象外
	移住性野生動物主の保全に関する条約(ボン条約)	×	×
1988	オゾン層保護に関するウィーン条約(ウィーン条約)	○	○
1989	オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書	○	○
1992	有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(バーゼル条約)	×	○
1993	生物多様性条約	×	○
1994	国連海洋法条約	×	○
	気候変動に関する国連枠組条約	○	○
1996	砂漠化対処条約	○	○
2004	国際貿易における特定の有害物質および駆除剤の事前の情報に基づく同意手続に関する条約(ロッテルダム条約)(1998)	×(議会上程中)	○
	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(ストックホルム条約)	×(議会上程中)	○
未発効	京都議定書(1997年採択)	×	○
	バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書(2000年採択)	×	○

(出典)地球環境戦略研究機関(IGES)資料

3. 各主体の取組（主に国内対策）

- 連邦政府
- 連邦議会
- 州、地方自治体
- 民間企業
- 気候変動対策を巡る訴訟

連邦政府(ブッシュ政権の気候変動対策)

1. 特徴

事業者による自主的な取組を推奨。長期的な対策としては、革新的な技術の開発を重視している。

2. 目標

2012年までに、GDP当たりの温室効果ガス排出量を2002年に比べて18%削減すること

3. 主な個別政策

① 気候変動自主イニシアティブ(2003年2月)

産業円卓協議会や12の業界団体(電力、鉄鋼、半導体など)が設定した自主的な目標などをとりまとめ

② 温室効果ガス報告プログラムの改訂(2002年～)

エネルギー政策法1605(b)に基づく温室効果ガス報告プログラムの改訂ガイドラインを作成中。

③ 革新的な技術の開発への支援

- 水素エネルギー(燃料電池)の研究開発に対して財政支援
- 炭素隔離・固定の技術開発への支援

ブッシュ大統領とケリー候補の政策の比較

	ブッシュ大統領(共和党)の政策	ケリー大統領候補(民主党)の政策
気候変動問題全般	<p>経済成長を維持しつつ、市場とエネルギー効率改善のための新技術により排出を抑制し、気候変動対策の長期的ゴールを目指す。</p>	<p>国際的かつ長期の取組を必要とする気候変動問題について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国の産業界による技術面でのリーダーシップを活用する ・国際交渉において米国のリーダーシップを取り戻す
京都議定書に対するスタンス	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書を批准しない方針に変更なし ・米国の経済成長と雇用に影響を及ぼす義務的(mandatory)な措置に反対 ・産業界による自主的な取組を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書は問題解決のための答ではない(米国に求められた短期の排出削減は実行不可能であり、全ての国の義務は長期的には問題解決に不十分) ・世界をより衡平でかつ効果的な答に導くため、京都プロセスの代替案を提示する
エネルギー政策	<p>エネルギーの対外依存度低下のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンコール技術など革新的技術の研究開発の推進、 ・水素エネルギー(燃料電池)の研究開発に対する財政支援、 ・国内での石油資源開発の推進、 ・税制優遇等による風力など再生可能エネルギーの利用拡大、 ・原子力発電の立地推進 	<p>エネルギーの対外依存度低下のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの活用、 ・自動車燃費の向上、 ・クリーンコール技術の開発、 ・石炭や天然ガスによる歳入をバイオ燃料、水素エネルギーの開発に利用、 ・2020年までに電力の20%を再生可能エネルギーを用いたものにする

連邦議会の取組

■ マッケイン＝リーバーマン法案(上院)

- 二酸化炭素など6種類の温室効果ガスの工場等からの排出量を、2010年までに2000年レベルに削減すべく、義務的なキャップアンドトレード型国内排出量取引制度を導入を行うという超党派法案。
- 2003年10月、気候政策関連法案としては初めて採決にかけられるが、55対43の僅差で否決された。その後も、同様の法案が上院に提出されている。
- 同様の内容の法案が下院でも提出されている。

■ エネルギー政策法の改正

上下両院でそれぞれ異なる改正案が可決された。両院協議会において総花的な一本化案(エネルギーの安定供給のために今後10年間で化石燃料、原子力、再生可能エネルギーに対し総額310億ドルの公的助成)が合意されるも、法案成立は見送られた。

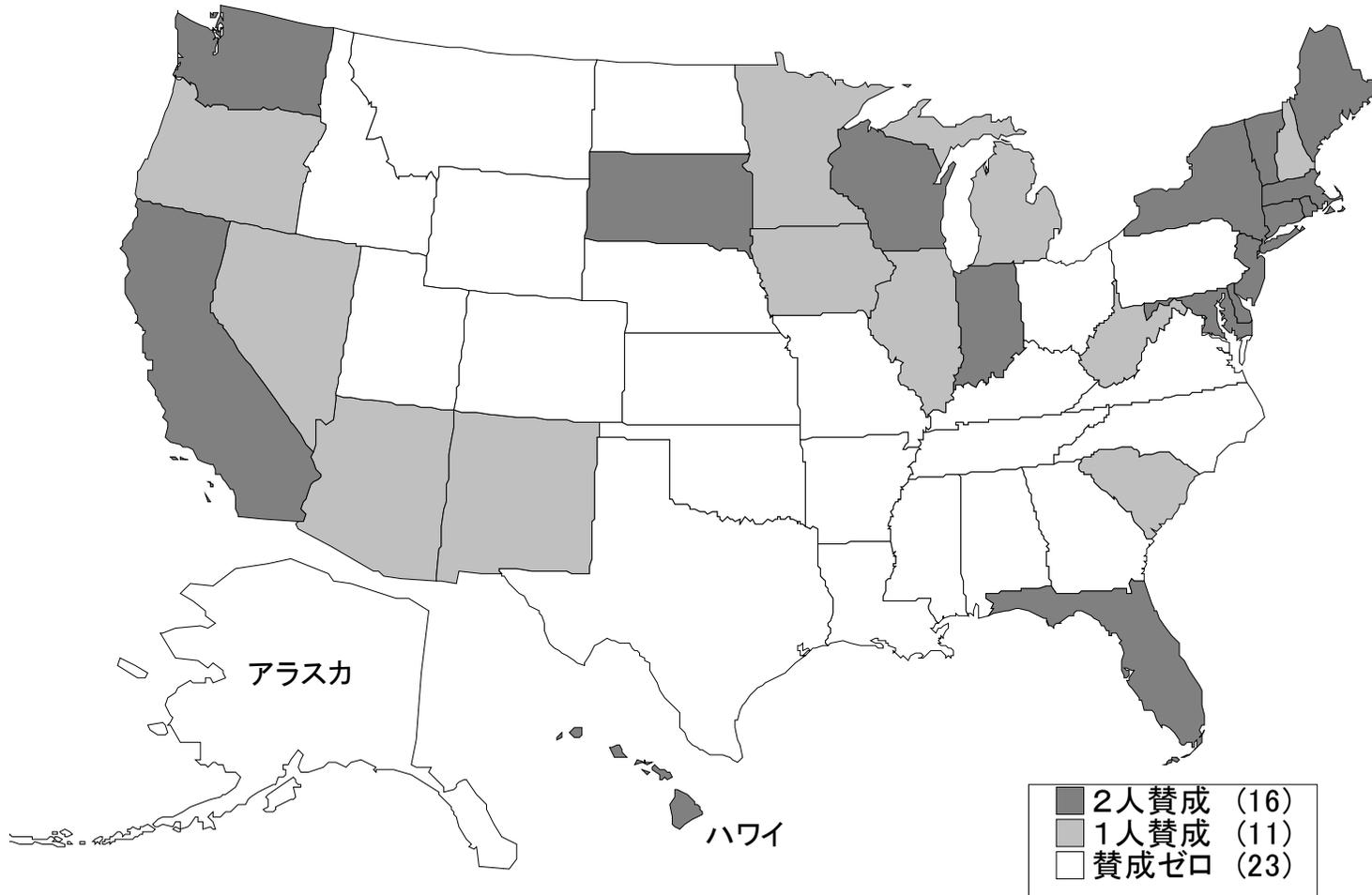
■ 大気浄化法の改正

窒素酸化物などを対象とした排出量取引の法案が審議中であり、CO₂を「汚染物質」とみなすかどうか争点の一つとなっている。

マッケイン＝リーバーマン法案の投票結果の分布

反対：共和党45人、民主党10人

賛成：共和党6人、民主党36人、無所属1人



州レベルの取組

州レベルで温室効果ガス排出削減目標設定、排出量取引、自動車から排出される温室効果ガス対策など様々な施策がとられている。

(背景)

- 連邦制のもと、州政府は気候変動対策に直接・間接的に関わる権限を有する。
- 気候変動による地域への影響への懸念(観光・農林業への影響、水資源、海面上昇等)
- 地域に密着した問題(大気汚染や交通渋滞の緩和等)とリンク

各国のCO₂排出量(1998年)

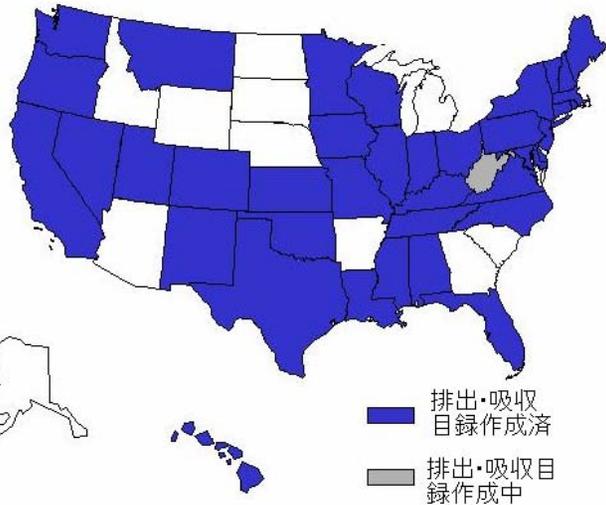
単位:百万トン(炭素換算)

1. 米国	1,486
2. 中国	850
3. ロシア	390
4. 日本	310
5. インド	290
6. <u>米国北東部及びカリフォルニア州</u>	<u>230</u>
7. ドイツ	225
8. 英国	150
9. <u>米国北東部</u>	<u>130</u>
10. カナダ	125

(出典)Nigel Purvis (2004)

州レベルの取組の例

排出・吸収目録



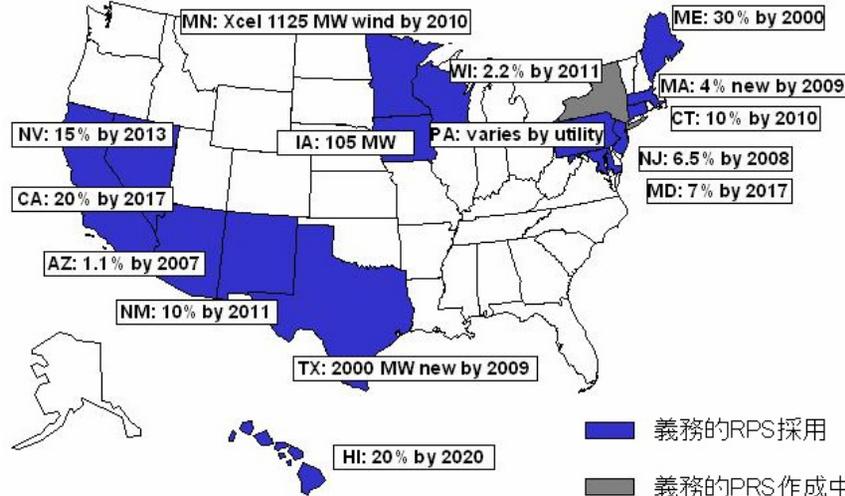
排出量取引プログラム



自動車排出ガス規制



再生エネルギーポートフォリオ基準



(出典)米国ピューセ
ンター資料(2004)

各州の温室効果ガス排出削減目標設定の例

州名	対象範囲	対象ガス	目標
メイン	州全体	温室効果ガス (6ガス)	2010年までに1990年レベル、 2020年までに1990年比10%削減
マサチューセッツ	州全体	温室効果ガス (6ガス)	2010年までに1990年レベル、 2020年までに1990年比10%削減
	発電施設	CO ₂	1997-1999年の排出量平均から10%削減
ニューハンプシャー	発電施設	CO ₂	2006年までに1990年レベルまで削減
ニュージャージー	州全体	温室効果ガス	2005年までに1990年比3.5%削減
ニューヨーク	州全体	温室効果ガス	2010年までに1990年比5%削減、 2020年までに1990年比10%削減
北東部8州 (ニューヨーク、 メイン、ニューハンプシャー、 バーモント、マサチューセツ ツ、ロードアイランド、コネチ カット、デラウェア)	地域全体	温室効果ガス	2010年までに1990年レベル、 2020年までに1990年比10%削減、

(出典) 米国ピューセンター資料(2004)

民間企業レベル

民間企業レベルでも気候変動対策への取組が進んでいる。

□ 一部の民間企業による早期の行動

(例)

- American Electric Power Co.: 35億ドルを排出削減技術へ投資。マケイン・リーバーマン法案成立でも大きな打撃を受けないとの報告書発表(2004.8)。
- デュポン: 温室効果ガス排出量を1990年比65%削減、国内排出量取引の実施を支持

□ シカゴ気候取引所における排出量取引

- 自主的な参加によるキャップ・アンド・トレード方式の温室効果ガス排出量取引を実施。フォードやデュポンなど現在、56(発電、鉄鋼、自動車、化学産業を含む)の事業体が参加し、1CO₂トンあたり0.90ドル前後で市場は推移。

□ 企業行動に対する投資家などからの要請

- 電力供給会社や石油供給会社の株主総会における気候変動対策実施の要請
- 年金ファンドなどが、資金運用先決定の際に気候変動への取り組みを考慮²³

気候変動対策をめぐる訴訟

温室効果ガス排出削減の法的根拠をめぐる訴訟が起こっている。

- 自動車から排出される温室効果ガス排出量の規制を求める嘆願書に対し、EPAは大気浄化法のもとでは温室効果ガス排出規制の権限を与えられていないとしてこの嘆願書を棄却。これを不服として12州、2市、14環境団体が連邦裁判所に提訴。(2003年10月)
- ニューヨーク州など8州とニューヨーク市は、GHG排出により人々の健康に重大な脅威を引き起こしているとして、主要電力会社5社に対して今後10年間で年3%のCO₂排出削減を求める訴訟を公害法(nuisance law)に基づいて起こす。(2004年7月)
- カリフォルニア州の排ガス規制案に対して、自動車業界は法的根拠を持つものではないとして提訴する構え。

4. 日本からの働きかけ



日米ハイレベル協議

- 2001年6月の日米首脳会議における共同声明に基づき設置。
- 日米両国で気候変動政策において共通の行動をとるための分野を探求。日本から米国に対し京都議定書批准の働きかけ。
- ハイレベル協議の下に、1)科学技術、2)途上国の能力育成、3)市場メカニズム の3分野の事務レベル協議を設置。
- これまでに3回開催（2001年7月・ワシントンDC、2002年4月・東京、2003年8月・ワシントンDC）。

気候変動に関する日米共同ワークショップ

- 平成16年2月に気候変動に関する第1回日米共同ワークショップを米国ワシントンDCにて開催。
- 主催は、日本側が地球環境戦略研究機関(IGES)、米側が未来資源研究所(RFF)。日米の政府関係者、自治体、事業者、学識経験者、NGOが参加。
- 目的：米国政府に対して議定書批准を働きかけるとともに、積極的な取組を進めている米国内の様々な主体との対話を通じて、米国の建設的な取組の促進を図る。

日米共同ワークショップ(続き)

- ワークショップを通して米側から以下の発言があった。
 - 米側関係者は、気候変動問題に対して何か行動を起こさないといけないという意識は有している。
 - 実質的な温暖化対策として、マッケイン＝リーバーマン法案が注目を集めている。米国が国際的に重要な役割を果たすためには、国内対策が先行する必要がある。
 - 各州の気候変動問題に対する取組が進みつつある。州の取組が先行して、次に連邦政府レベルの制度が構築される動きがこれまでの米国の環境行政において繰り返されてきた。
 - 米側には、日本が京都議定書の下で温室効果ガス排出削減の技術開発を実現し米国をリードすることに対しての懸念がある。また、日本が削減対策を進めていくことが米国に対するプレッシャーとなる。

5. まとめ



まとめ

- 米側は、京都議定書を批准しない方針を変えていない。引き続き働きかけが必要。
- 連邦政府だけでなく、議会レベル、州レベル、企業レベルで取組が進みつつある。一部の州は、京都議定書と同レベルの削減を目標としている。
- 米国政府の積極的な国際対応の前提として、国内対策の底上げが重要。
- 日本やEUが温室効果ガス排出削減対策を進めていくことが米国に対するプレッシャーとなる。
- 米国も参加した次期枠組みを構築するためには、米国国内の状況やこれまでの経緯等を考慮することが必要。